平成３０年　２月２０日

広島大学教職員組合執行委員長
坂　元　国　望　　様

広島大学理事（財務・総務担当）
片　山　純　一

有期労働契約の更新上限等の見直しにかかる学内公募方法の改善について（回答）

２０１８（平成３０）年１月２４日付けで申入れのありました標記の件について，下記のとおり回答します。

記

申入れ事項

雇用の更新・変更等の報告が組合に挙がってきています。

その中で以下のような点が複数あり問題として受け止めました。

「学内公募の案内を受け取ったが，記載されている公募内容の職場は顔見知りの方の職場が複数含まれており，私が応募することで，当該職の方が脅かされると思うと応募は躊躇され，辞退した。結果，今回の継続雇用の道は諦めた。(H30/3/31に5年上限の契約一般職)」

これは団体交渉の中で次のとおり組合が懸念を示してきた内容です。

第108回団体交渉記録　8月30日付「学内公募となると，顔が見える人との戦いになる。かなり職場の雰囲気が悪くなる。」

また，同団体交渉では「意見聴取を平行して行わせてほしい。公募の内容は検討の余地がある。」と大学のお申出でした。

したがって，継続雇用対象者への心情を鑑み，学内公募において同一業種の場合，この度のように現在の勤務者の顔が見えるポジションを指定させるのではなく,「全体で何名募集を行う，何らかの形でポストへ振り分け」といった公募内容の改善を求めます。

（回答）

大学としては，学内募集を行うポストに限りがあるため，対象者には募集する就業場所や業務内容等の労働条件を明らかにした上で，希望する募集に応募していただくことが，現時点で考えられる方法であると認識しています。